

◆一関市中小企業振興資金利子補給補助金◆ 提出書類チェック表(提出不要)

提出書類	確認事項	☑
① 様式第1号 交付申請書兼 請求書	申請者氏名の右に、代表者印を押印すること。	<input type="checkbox"/>
	「1貸付日」は、令和3年1月31日以前である。	<input type="checkbox"/>
	「2請求額」は、令和4年4月1日から9月30日までの間に支払った利子の合計金額である。	<input type="checkbox"/>
② 融資契約書の 写し	前回は申請した方で、契約変更のない方は提出不要。 (契約変更がある場合は、変更後の契約書の写しを提出すること。)	<input type="checkbox"/>
	取扱金融機関(岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金庫のうち一関市内に所在する本店または支店)との融資契約である。	<input type="checkbox"/>
③ 対象期間内の 支払い額が 確認できる書類	【例】支払いが確認できる通帳の写し、金融機関が発行する支払証明など ※「返済予定表」は不可	<input type="checkbox"/>
	令和4年4月1日から9月30日までの間に支払った利子額が全て掲載されている。	<input type="checkbox"/>
	繰上償還などにより金融機関から利子の返戻を受けた場合、返戻された利子額が掲載されている。	<input type="checkbox"/>
④ 売上減少を 証明する書類	前回は申請した方は、提出不要	<input type="checkbox"/>
	【例】危機関連保証の認定書の写しなど ※認定書は、当該融資を受けた当時のもので可。	<input type="checkbox"/>
⑤ その他	記載は黒のボールペンを使用すること。鉛筆やフリクションは不可。 ※市ホームページから様式データをダウンロードし、Wordによる作成でも可。	<input type="checkbox"/>
	記載内容を修正する場合は、二重線で取り消しの上、訂正印(代表者印)を押印すること。※修正テープ、砂消しゴムは不可。 ※請求額は修正不可のため、再度作成し直すこと。	<input type="checkbox"/>